

学校いじめ防止基本方針

本校の基本理念

- いじめ防止に正面から取り組み、安心して楽しく学べる学校づくりを目指します。
- いじめの早期発見・いじめ事案への対処（事案対処）・いじめの解消に向け、「教員の感性・教員の意識・教員の組織力」を高め、迅速・適切な指導に徹します。
- 児童生徒の学力を保障し、教育活動全体をとおして「自己有用感」を育てます。

平成30年4月3日改定

福井県敦賀市立東浦小・中学校

目 次

1	いじめの定義	P 1
2	基本方針	
	1) いじめに対する基本認識	P 1
	2) いじめの「未然防止」に向けて	P 1
	3) いじめの「早期発見」に向けて	P 2
	4) いじめ事案への対処（事案対処）に向けて	P 3
	5) いじめによる重大事態への対処に向けて	P 3
	6) いじめの解消に向けて	P 3
3	いじめ発見から解消までの流れ	P 4
4	いじめ発覚後の連携について	
	1) 保護者との連携	P 4
	2) 教育委員会への報告及び関係機関との連携	P 5
5	いじめ問題への組織的な対応について	P 5・6
6	いじめ防止に向けた「年間指導計画」の作成	
	1) いじめ防止対策の体系図	P 7
	2) いじめ防止対策充実に向けた4つの視点	P 7
	3) いじめ防止対策の年間指導の視点	P 7
	4) いじめ防止対策年間行動計画	P 8

はじめに

- (1) この方針は、「子どもの権利・人権が保障され、意識としてもそれが定着する学校づくり」に向けた指針とし、全教職員が共通理解、共通実践のもと、人権意識を高めるものとする。
- (2) この方針は、あくまでも基本方針であり、日々の観察や相談活動および学校評価（内部・外部）により、学校は改善に努めるものとする。

1 いじめの定義

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。（起こった場所は学校の内外を問わない・インターネットを通じて行われるものを含む）

- (注1) 「一定の人間関係のある者」とは、学校内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。
- (注2) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」などのように、直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- (注3) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

2 基本方針

1) いじめに対する基本認識

すべての児童生徒と教職員は「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの児童生徒にも起こり得る」という認識をもつ。

- (1) いじめは、人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」という学校風土が人権意識を育てる。
- (2) いじめは、子どもの権利・人権が保障され、意識としてもそれが定着している学校風土をつくることで防止される。
- (3) いじめは、すべての児童・生徒、学級・学校に起こり得る問題である。
- (4) いじめは、傍観することもいじめ行為と同様に許されない。
- (5) いじめは、その実態が見えにくく、態様も様々である。
- (6) いじめは、児童・生徒からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が遅れる場合があるため、普段から教師の観察眼や保護者との連携を高めておく必要がある。
- (7) いじめられている児童生徒を絶対に守りとおすという強い正義感と覚悟を持つ。
- (8) いじめめる児童生徒に対し、毅然とした態度と対応で立ち向かい、粘り強く愛情をもって指導にあたる。
- (9) いじめは、解決後も該当生徒や周囲の生徒の様子をよく観察し、保護者との情報交換を密にとる必要がある。
- (10) いじめは、保護者との信頼関係づくりや、地域や関係機関との連携に努めることで、防止、早期解消が可能となる。

2) いじめの「未然防止」に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、児童生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 児童生徒がいじめ問題について主体的に考え、住みよい学校づくりに向け自ら活動できる集団づくりに努める。
 ☆児童会、生徒会活動の充実
 - ・児童生徒には、日頃から、いじめ行為が人権侵害、犯罪行為であることを認識させ、児童会や生徒会が中心となっていじめのない住みよい学校風土を築き上げる。
- (2) 道徳・特別活動をとおして、規範意識や集団の在り方についての学習を深める。
 ☆道徳の授業および体験活動の充実
 - ・道徳の授業や体験活動を充実させ、「命の尊さ・思いやりの心・協力心・感謝の念等」について学習する機会を確保する。
- (3) インターネットやSNS等に関する指導を行う。
 ☆インターネットやSNS等の使用に関する学習の充実
 - ・道徳や学活でインターネットやSNS等の正しい利用や注意、問題点に関する授業を実施し、意識付けを行う。
 - ・「ひまわり教室」等を利用し、インターネットやSNS等使用に関わる犯罪について学習する機会を確保する。
 - ・児童会、生徒会による「君を守るルール!!!!!!」遵守の呼びかけをする。
 - ・保護者に対する、家庭でのルールづくりや家庭環境、学習環境づくりの啓発をする。
- (4) 学校生活や家庭生活などでの悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
 ☆相談活動の充実と職員研修の充実
 - ・スクールカウンセラーと児童生徒、および教員との面談を実施する。
- (5) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
 ☆教員の体罰の防止、人権意識の高揚
 - ・教員の体罰の禁止に向けた研修の実施や、実態把握に向けた管理職の巡回やアンケート調査等を実施する。
 - ・教員の不適切な発言や対応が無いよう、常日頃から人権意識を高め、いじめに対する危機感を高めておく。
- (6) 常に危機感をもち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、改善充実を図る
 ☆児童生徒の実態把握による、問題点の洗い出しと改善策の協議
 - ・「生活アンケート」からの問題点の洗い出しや、その問題点についての改善策を検討する組織（主任会・企画委員会・いじめ対策委員会）を実動させる。
- (7) 教員研修の充実、相談体制の整備を図る。
 ☆現職教育の充実と、相談体制の見直し
 - ・教員の指導力向上（学習指導力、生徒指導力、学級経営力、コミュニケーション力等）に向けた、管理職による研修を企画する。
 - ・スクールカウンセラーを交えたケース会議を実施する。
- (8) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
 ☆地域や関係機関との連携
 - ・地域行事への教員の参加により、「地域の声」の受信に努める。
 - ・家庭・地域・学校協議会などに、いじめに対する学校の考え方や取り組みを周知し、共通認識に立って、いじめの発見および情報提供に協力を求める。
 - ・関係機関（警察・児童相談所・家庭裁判所等）との情報交換を定期的に行う。

3) いじめの「早期発見」に向けて

いじめは、教員や親の目に届きにくいところで発生しており、早期発見に向けて、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- (1) 児童生徒の声に耳を傾ける。（アンケート調査、連絡ノート、個別面談 等）
 ☆アンケート調査
 - ・いじめを含めた「生活アンケート」を、学期はじめや長期休業中明けなど、人間関係上の不安を感じる時期に実施する。

☆連絡ノートの交換

- ・担任は、日々の連絡ノートに目をとおり、児童生徒の気持ちの変化や訴えを敏感に捉え、必要に応じて個別面談を行う。

☆個別面談の実施

- ・生活アンケート後の個別面談の実施等、相談活動を充実する。

(2) 複数の教員の目により行動を注視する。(校舎内外の巡視体制づくり 等)

☆校内巡視の体制づくり

- ・休み時間や昼休み、放課後の児童生徒の行動を観察し、気になる様子に目を配る。また、言動やグループの変化、衣服の汚れなどにも目を配り、普段と異なる様子が見られる場合には、教員から努めて声をかけ様子をたずねる。教員間の情報交換や保護者と情報交換により、変化に気づく体制を整える。

(3) 保護者や地域からの情報提供と情報の共有化

(家庭訪問、教育懇談会、電話訪問、お便り等)

☆保護者との情報連携

- ・必要に応じ電話や家庭訪問をとおり、児童生徒の学校の様子、家庭の様子について担任と保護者が情報を共有することで、常に、学校と保護者との連携体制を強化し、信頼関係を築く。
- ・教育懇談会やお便りをとおして、保護者にいじめ問題に対する理解と早期発見に向けた協力と情報提供を呼びかけ連携を図る。

(4) 地域と日常的に連携を図る。(地域行事への参加、関係機関との情報共有 等)

☆地域や関係機関との連携

- ・地域行事への教員の参加により、「地域の声」の受信に努める。
- ・家庭・地域・学校協議会などに、いじめに対する学校の考え方や取り組みを周知し、共通認識に立って、いじめの発見および情報提供に協力を求める。
- ・犯罪に絡む行為や「重大事態」の要因となっている行為などについては、関係機関(警察・児童相談所・家庭裁判所等)との情報連携、行動連携を強化し、必要に応じ連絡会を開催し対策を練る。

4) いじめ事案への対処(事案対処)に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する児童生徒や保護者が納得する解消を目指す。また、いじめ問題が「重大事態」につながるような深刻な場合は、教育委員会や警察とも相談し、組織的に対応にあたる。

- (1) いじめられている児童生徒や保護者の立場に立ち、詳細で正確な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が一人で抱え込むことがないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は、事実に基づき、児童生徒や保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめの児童生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 犯罪につながる行為に対しては、早期に警察等に相談をして協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も、当該児童生徒の保護者と継続的な情報交換を行う。
- (7) 必要に応じて、スクール・ソーシャルワーカーや敦賀市が設置しているスクールサポーターの活用を図り、多面的に対応にあたる。
- (8) PTA役員との連携を図り、情報収集を行う。

5) いじめによる重大事態への対処に向けて

いじめにより「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次のように対応する。

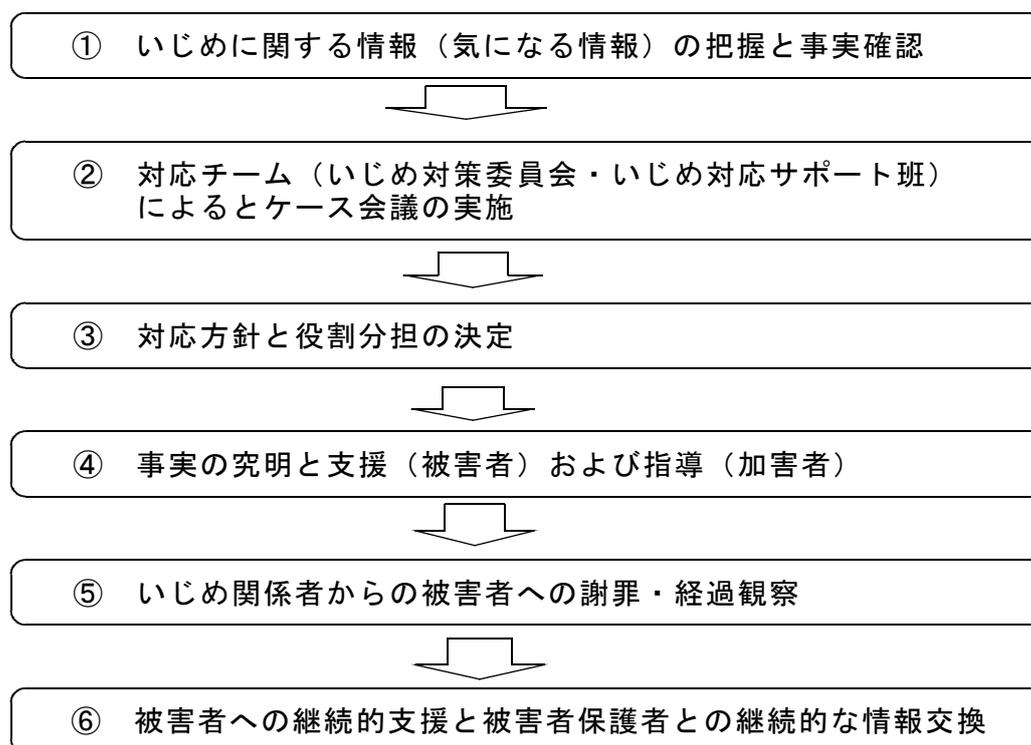
- (1) 重大事態が発生した旨を市町教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 学校が調査主体になる場合は、調査組織委員会を設置し、事実関係の調査、関係保護者への情報提供、市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行う。
- (3) 市町が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力する。

6) いじめの解消

いじめは、謝罪をもって解消したと安易に考えることのないようにし、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいること」「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされており、他の事情も勘案して判断するものとする。

- (1) いじめに係る行為が止んでいる状態が3ヶ月以上（さらに長期の期間が必要な場合は、校長の判断により期間を設定する）経過するまで、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視する。
- (2) (1)の期間が経過しても行為が止んでない場合は、改めて相当の期間を設定し、状況を注視する。
- (3) いじめに係る行為が止んでいるかどうかは、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないかを、校長が被害児童生徒本人及びその保護者に対しての面接等で確認して判断する。
- (4) 校長は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通す。
- (5) 「いじめ対応サポート班」は、いじめが解消するまで、被害児童生徒への支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、実行する。
- (6) いじめが解消している状態に至っても、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、校長は、被害・加害児童生徒について、日常的に注意深く観察する。

3 いじめ発見から解消までの流れ



4 いじめ発覚後の連携について

【保護者との連携】

☆いじめを受けた児童・生徒の保護者との連携

- ① 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問等を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ② いじめを受けた児童・生徒を、学校として徹底して守り、支援していくことを伝え対応の方針を具体的に示す。
- ③ 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの児童・生徒の様子等について情報提供を受ける。
- ④ いじめの全貌が分かるまで、いじめを行った児童・生徒の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ⑤ 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

☆いじめを行った児童・生徒の保護者との連携

- ① 事情聴取後、児童・生徒を送り届けながら家庭訪問を行う等、事実を経過とともに伝える。
- ② いじめを受けた児童・生徒の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。

- ③指導の経過と児童・生徒の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ④誰もが、いじめを行う側にも、いじめを受ける側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ⑤事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではないなどとしたり、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、改めて事実確認と学校の指導方針、教師の児童・生徒を思う信念を示し、理解を求める。

☆保護者との日常的な連携

- ①年度当初から、お便りや教育懇談会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- ②いじめや暴力の問題の発生時には、いじめを受ける側、いじめを行う側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

【教育委員会への報告及び関係機関との連携】

「重大事態」となる深刻ないじめの解消に当たっては、速やかに教育委員会へ「連絡表」にて報告（相談）をする。また、警察や児童相談所、医療機関等の連携が不可欠であるため、「連携を必要とする状況」について校内で共通理解を図る。

<教育委員会への報告・相談内容>

- ①いじめの発見状況を報告
- ②対応方針についての相談
- ③指導方針や解消方法について相談
- ④児童・生徒や保護者への対応方法について相談
- ⑤保護者と学校が対立関係にある場合の対応についての相談

<スクール・ソーシャルワーカーとの連携>

- ①児童・生徒の地域における状況についての相談
- ②いじめを行った者、いじめを受けた者の家庭環境など、外的要因がある場合

<警察署や児童相談所との連携>

- ①いじめによる暴行・傷害事件・恐喝等の刑事事件が発生、または予想される場合

<医療機関との連携>

- ①いじめを受けた児童・生徒が、外傷や心的外傷を負っている場合
- ②いじめを受けた児童・生徒、いじめを行った児童・生徒への心のケアが必要な場合

<PTAとの連携>

- ①アンケート調査の実施

5 いじめ問題への組織的な対応について

『組織的な対応に対する共通認識』

※いじめ問題に対しては、担任や一部の教職員だけで問題を抱え込むことなく、学校として組織的に対応することが原則である。

- ①いじめ問題の未然防止、早期発見・早期解決に向けて、チームで対応する。
- ②いじめ対策に同一歩調で取り組む組織（いじめ対策委員会・いじめサポート隊）を設置する。
- ③各学級で起きていることや、児童生徒の気になる言動について教職員全員が共有し、担任を学校全体でフォローする。
- ④問題解消までのプロセス（実態把握→解消に向けた役割分担と対応→経過観察→検証）を明確にしておく。
- ⑤時系列に従って、経過の記録を残す。

<いじめ対策委員会・いじめ対応サポート班の設置>

○構成メンバー

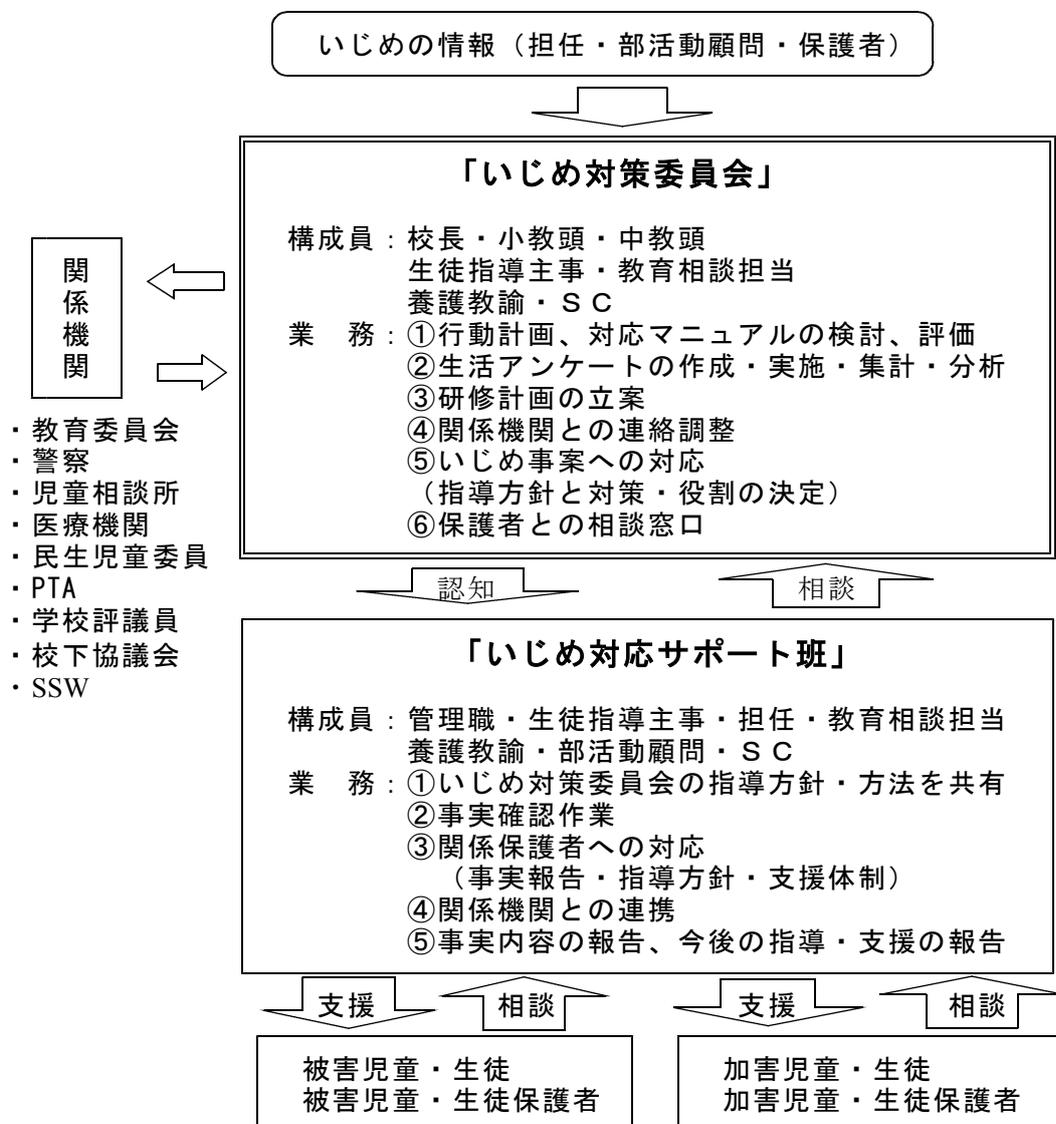
校長・小中両教頭・生徒指導主事・教育相談担当者
養護教諭・関係担任・必要に応じ（SC・SSW）

○業務内容

※校長の命を受け、経営的視点を持っていじめ対策を推進する。

- ①児童生徒の実態や学校評価を反映した、年間行動計画や対応マニュアル等を立案する。
- ②実態を把握するための「生活アンケート」の実施、集約、分析を行う。
- ③いじめ対策委員会の運営と、会議結果の全職員への周知を行い、いじめ問題の「可視化」を推進する。
- ④個々の事例に関わる教職員への相談や助言、スクールカウンセラーとの連絡調整を行う。
- ⑤ケース会議の記録の集積と引き継ぎを行う。
- ⑥児童生徒の実態や教師のニーズに応じた校内研修会の立案と運営を行う。
- ⑦保護者や関係機関との相談窓口となる。

○運営組織図

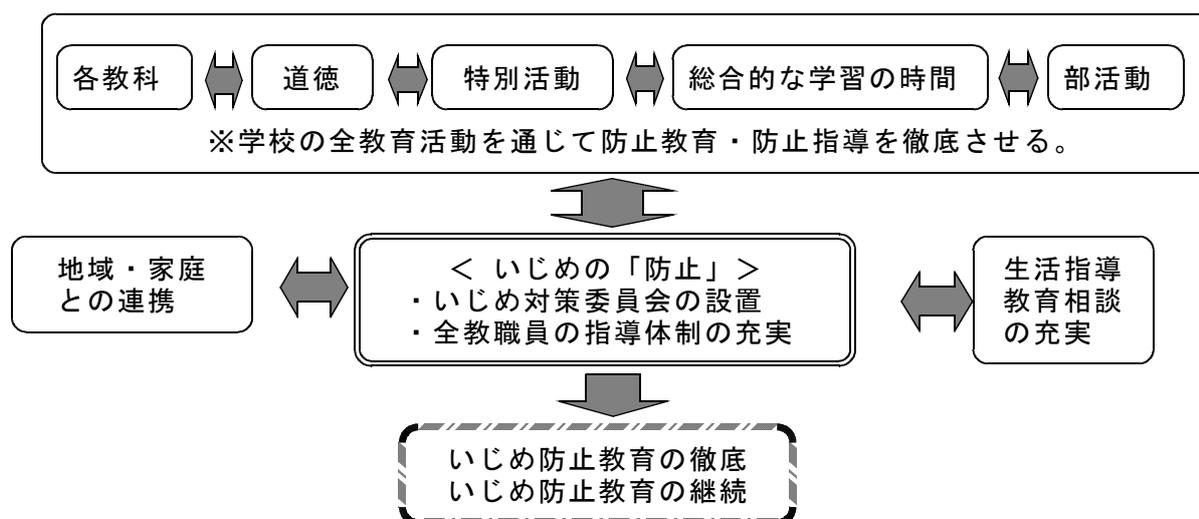


6 いじめ防止に向けた「年間行動計画」の作成について

※思いやりと助け合いの精神を醸成し、互いが人権を尊重し、それが保障される学校づくりを推進していくための4つの視点

- ① いじめに正面から向き合ったいじめ防止のための教育の展開
- ② 年間を通じた計画的・継続的な指導の展開
- ③ 児童・生徒が自ら考えるような指導の展開
- ④ 人権意識の高い学校風土づくりにむけた指導の展開

<いじめ防止対策の体系図>



<いじめ防止対策充実に向けた4つの視点>

- ① 児童・生徒自身がいじめについて主体的に考えることを重視する。
- ② 「思いやりと助け合いの精神」を育てる。
- ③ 「人権感覚」を磨く。
- ④ 「生命尊重」の視点に立つ

<いじめ防止対策の年間指導の視点>

【1学期】

- ・ 好ましい人間関係について考える。
- ・ 生活のルール、学級のルールと規範意識について考える。
- ・ 「人権を守る」ことについて考える。
- ・ 地域ボランティアの実施
- ・ 「生活アンケート」の実施
- ・ 教育相談の実施
- ・ 学級の課題の解決

【2学期】

- ・ 友人関係の在り方について考える。
- ・ 「命の尊さ」について考える。
- ・ 「生活アンケート」の実施
- ・ 教育相談の実施
- ・ 「人権擁護キャンペーン」と「人権集会」の実施

